

ID: 59

担当部署: 企画部 国際文化推進室 公民館

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立公民館設置条例 第9条ただし書		
例 規 番 号	昭和51年条例第27号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立公民館設置条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の還付) 第10条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付は、次に定めるところによる。 (1) 全額を還付する場合 ア 使用者の責任でない事由によって使用することができないとき。 イ 市長が公益上の都合によって使用許可を取り消したとき。 (2) 50パーセントを還付する場合 使用者が使用日前14日までに使用の取消しを申し出て認められたとき。 (3) 月額的全額を還付する場合 条例第8条に規定する附属設備等のうちロッカー及びスチール棚については、使用残期間が1月以上であって、使用の取消しを申し出て認められたとき。 (4) 過納となった額の全額を還付する場合 第7条の規定による使用の変更が認められた場合で、既に納めた使用料の額が過納となったとき。 2 条例第8条の規定による附属設備等使用料を前納した場合で、使用者が使用の取消しを事前に申し出て認められた場合は、前納した額の全額を還付する。 3 前2項の還付を受けようとする者は、使用取消申請書に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第4条第2項に定める方法により、使用許可の申請を行った者については、この限りでない。			
標準処理期間	14日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日